

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律			法令番号	昭和25年法律第137号					
手続名	漁港施設利用の方法、利用料の料率の認可・変更の認可			根拠条項	第38条					
審査基準	<p>1. 漁港施設の利用の方法、利用料の料率については、漁港管理者が行う通常管理行為と均衡が保たれ、漁港の利用の秩序が維持できるものであること。 また、利用料は収益事業を排除し、次の要因を考慮した適正なものが設定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍類地の地代等 ・近傍の民間施設の経営を圧迫しない範囲 ・借入資金の返済を含めた収支計画 <p>2. 見直し期間の設定（原則2ヶ年）により公共的施設の性格を付与すること。</p>									
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	30日	目次	
							標準経由期間	日	No.	